

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

我が国の令和5年の平均寿命^{※1}は、男性が81.09年、女性が87.14年と高い水準を保っており、今や世界有数の長寿国となっています。

また、平成27年に国連総会で持続可能な開発目標が採択され、持続可能な社会を実現するための17の目標が設定されたことを受け、市民の日常生活においてもSDGsの考え方が浸透しつつあり、食の安全性や食品ロスの減少など、食への意識も高まっています。

一方、食生活の乱れ、運動不足などの生活習慣の変化等により、がん、心疾患、脳血管疾患、循環器病、糖尿病等の生活習慣病や高齢化に伴う認知機能、運動器機能の低下を要因とする要介護者の増加や健康問題、経済・生活問題等を原因とする心の問題等、健康課題が複雑化・多様化しています。また、近年の新型コロナウイルス感染症の拡大は、勤務形態の変化、外出自粛によるストレス、人とのコミュニケーション機会の減少など、人々の生活様式や心の持ち方に大きな影響を与えました。さらに、健康に対する意識やライフステージにおける行動様式も多種多様となっており、よりきめ細かな健康づくり対策が必要となっています。

このような状況のなか、国では令和5年に国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針に基づき、第5次国民健康づくり対策である「21世紀における第三次国民健康づくり運動(健康日本21(第三次))」が策定されました。

この健康日本21(第三次)では、今後の社会変化を以下のように予想しており、これらの変化による新たな健康課題などを踏まえ、取り組んでいくことが必要とされています。

- 少子化・高齢化がさらに進み、総人口・生産年齢人口が減少し、独居世帯が増加する。
- 女性の社会進出、労働移動の円滑化、仕事と育児・介護との両立や多様な働き方の広まり、高齢者の就労拡大などを通じ社会の多様化がさらに進む。
- あらゆる分野でデジタルトランスフォーメーション(DX^{※2})が加速する。
- 次なる新興感染症も見据えた新しい生活様式への対応が進む。

本市においては、平成26年度に第2次新座市健康づくり行動計画・新座市食育推進計画・新座市歯科口腔保健推進計画からなる「第2次いきいき新座21プラン」(以下「第2次プラン」という。)を策定し、『笑顔でつながるいきいき新座』を基本理念に掲げ、「疾病や障がいの有無とは関係なく、それぞれが前向きな気持ちを持って、笑顔で、元気に、いきいきと暮らせる状態」を理想とし、様々な事業に取り組んできました。

令和6年度に第2次プランが最終年度を迎えることから、本市の現状を踏まえ、これからの健康づくりに向け、市民の意識や行動の変化を踏まえた取組を推進するため、令和7年度を初年度とする「第3次いきいき新座21プラン(第3次新座市健康づくり行動計画・第2次新座市食育推進計画・第2次新座市歯科口腔保健推進計画)」(以下「第3次プラン」という。)を策定します。

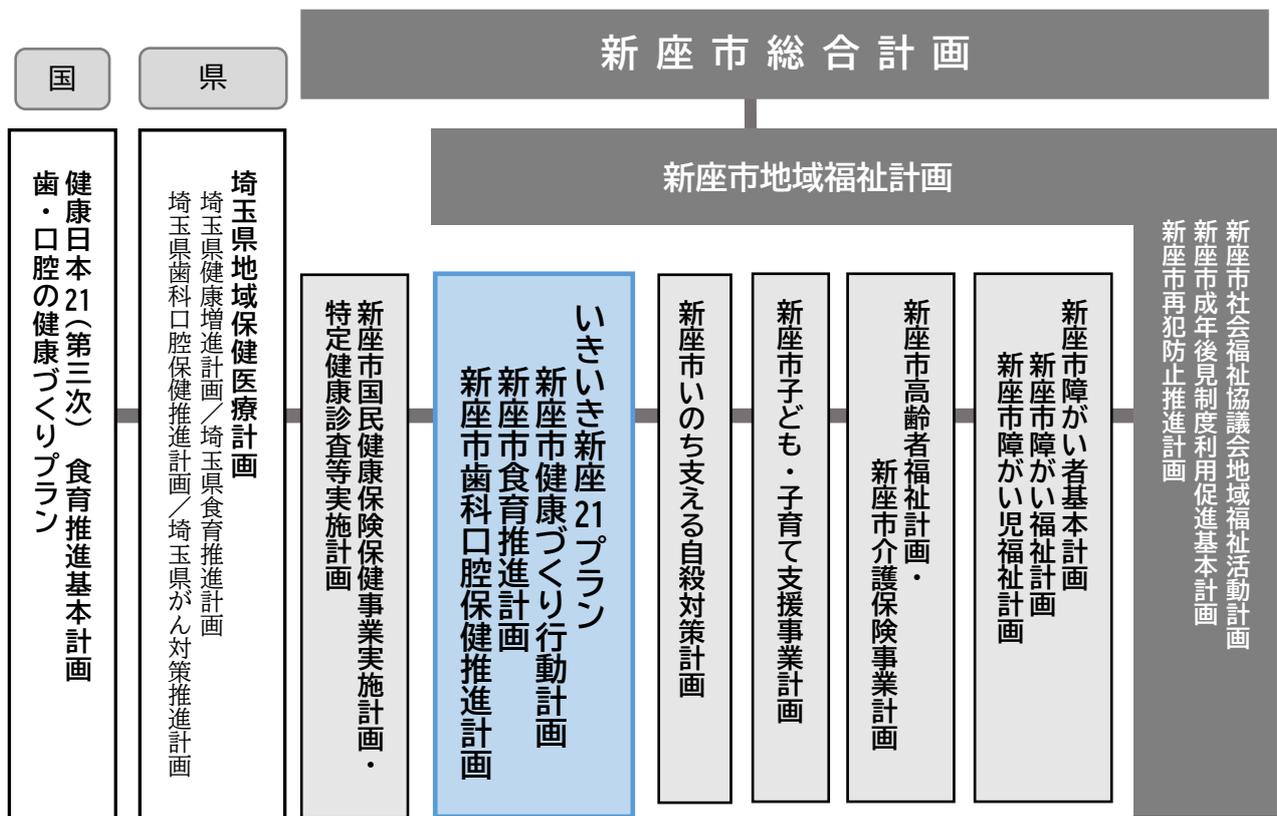
※1 「平均寿命」：0歳における平均余命のこと

※2 「DX」：「Digital Transformation(デジタルトランスフォーメーション)」の略称で、デジタル技術によって、ビジネスや社会、生活の形・スタイルを変えること

2 計画の位置付け

- 本計画は、健康増進法第8条第2項に規定する「市町村健康増進計画」、食育基本法第18条に規定する「市町村食育推進計画」及び「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(第2次)」(歯・口腔の健康づくりプラン)第三の一に規定する計画に位置付けられ、3つの計画を一体的に策定した計画です。
- 計画策定に当たっては、国の「健康日本21(第三次)」、「第4次食育推進基本計画」、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(第2次)」、県の「地域保健医療計画」を考慮しています。
- 本市の最上位計画である新座市総合計画や新座市地域福祉計画、福祉関連の個別計画、新座市国民健康保険保健事業実施計画・特定健康診査等実施計画と整合を図っています。

◆本計画と関連計画との位置付け◆



■SDGsの推進

平成27年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、17の目標と169のターゲットからなる「SDGs（持続可能な開発目標）」を掲げ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しています。

本市の「第5次新座市総合計画（基本構想・前期基本計画）」では、このSDGs（持続可能な開発目標）との関連を挙げ、同様に持続可能で誰一人取り残さない社会の実現を目指しています。

本計画では、「第5次新座市総合計画（基本構想・前期基本計画）」との整合性を図り、第三次プランとの深い関係がある以下の目標を念頭に置きながら推進していきます。

	<p>「1 貧困をなくそう」 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>		<p>「10 人や国の不平等をなくそう」 国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
	<p>「2 飢餓をゼロに」 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>		<p>「11 住み続けられるまちづくりを」 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
	<p>「3 すべての人に健康と福祉を」 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>		<p>「12 つくる責任、つかう責任」 持続可能な消費生産形態を確保する</p>
	<p>「4 質の高い教育をみんなに」 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>		<p>「16 平和と公正をすべての人に」 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
	<p>「5 ジェンダー平等を実現しよう」 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>		<p>「17 パートナーシップで目標を達成しよう」 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
	<p>「8 働きがいも経済成長も」 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>		

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和18年度までの12年間とします。また、計画期間内であっても、社会情勢の変化や、国・埼玉県の動向等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、中間評価及び最終評価の際に市民アンケート調査を実施し、全ての指標の達成状況を検証・評価するとともに、次期計画に反映します。

令和											
7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
第3次いきいき新座21プラン											
				市民アンケート調査	中間評価					市民アンケート調査	計画策定

4 計画の策定体制

計画策定に当たっては、各分野からの御意見をいただき検討・協議するとともに、市民からの意見を幅広く募り、計画に反映させるため以下のような取組を行いました。

(1) 新座市健康づくり推進協議会

学識経験者と保健医療団体・保健衛生団体・関係行政機関・健康づくりに関する活動を行っている市民団体・教育関係者・地域活動市民で構成される「新座市健康づくり推進協議会」において、計画の策定に関して必要な事項を検討・協議するとともに、各委員にはそれぞれの職域における立場から御意見を伺いました。

(2) 市民アンケート調査の実施

計画策定に当たり、市民の皆様から健康づくりに対する考え方や取り組んでいること等について御意見をお伺いし、計画策定のための基礎資料とすることを目的に実施しました。

市民アンケート調査の概要

対象者	調査方法及び調査期間	配布数	回収数	有効回収率
市内在住20歳以上の市民 (住民基本台帳より 無作為抽出)	郵送による配布、回収及び インターネットによる回答との併用 令和5年10月4日(水)～10月20日(金)	3,000票	1,099票	36.6%

(3) パブリック・コメントによる意見募集の実施

計画素案の本市ホームページへの掲載、市内関係施設への設置を通して内容を公表し、以下の方法でパブリック・コメントを実施し、皆様から貴重な御意見をいただきました。

また、いただいた御意見は、新座市健康づくり推進協議会により検討・協議を進め、必要に応じて計画に反映しました。

意見募集の方法

項目	内容
実施期間	令和6年11月1日(金)～令和6年11月30日(土)
閲覧場所	保健センター、市情報公開総合窓口(総務課)、各公民館・コミュニティセンター及び市ホームページ

5 国の動向

(1) 健康日本21(第三次)

国の「健康日本21(第三次)」では、4つの基本的な方向が示されています。

健康日本21(第三次)

◆基本的な方向1 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現のため、個人の行動と健康状態の改善に加え、個人を取り巻く社会環境整備や、その質の向上を通じて健康寿命の延伸及び健康格差の縮小を実現する。

◆基本的な方向2 個人の行動と健康状態の改善

既になんなどの疾患を抱えている人も含め、「誰一人取り残さない」健康づくりの観点から、生活習慣病の発症予防・重症化予防だけでなく健康づくりが重要であることに鑑み、生活機能の維持・向上の観点も踏まえた取組を推進する。

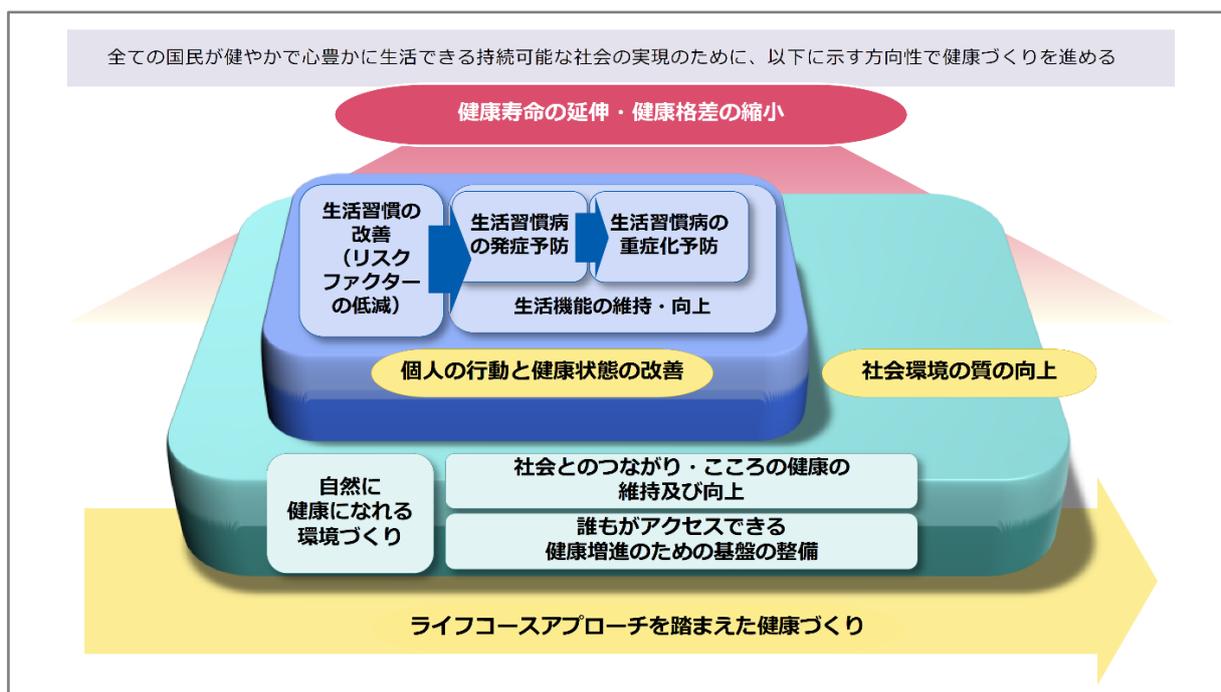
◆基本的な方向3 社会環境の質の向上

関係省庁とも連携しつつ、就労、ボランティア、通いの場等の居場所づくりや社会参加の取組に加え、各人がより緩やかな関係性も含んだつながりを持つことができる環境整備やこころの健康を守るための環境整備を行うことで、社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上を図るための取組を進める。

◆基本的な方向4 ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

社会がより多様化することや、人生100年時代が本格的に到来することを踏まえれば、基本的な方向1から3に掲げる各要素を様々なライフステージ(乳幼児期、青壮年期、高齢期等の人の生涯における各段階)において享受できることがより重要であり、各ライフステージに特有の健康づくりについて、引き続き取組を進める。加えて、ライフコースアプローチ(胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくり)について、健康づくりに関連する計画等とも連携しつつ、取組を進めていく。

健康日本21(第三次)の概念図



資料：健康日本21(第三次)

(2) 第4次食育推進基本計画

令和3年3月に策定された「第4次食育推進基本計画」では、7つの基本的な取組方針が示されています。

第4次食育推進基本計画

◆基本的な取組方針

- (1) 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- (2) 食に関する感謝の念と理解
- (3) 食育推進運動の展開
- (4) 子供の食育における保護者、教育関係者等の役割
- (5) 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- (6) 我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- (7) 食品の安全性の確保等における食育の役割

(3) 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(第2次)

全ての国民にとって健康で質の高い生活を営む基盤となる生涯を通じた歯科口腔保健を実現することを目的に、歯科口腔保健に関する施策等を総合的に推進するための基本的な事項を示し、令和6年度から令和17年度までの「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(第2次)」(歯・口腔の健康づくりプラン)を推進することとしています。

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(第2次)

◆基本的な方針

1 歯・口腔に関する健康格差の縮小

社会における地域格差や経済格差による歯・口腔に関する健康格差の縮小を目指し、その状況の把握に努めるとともに、地域や集団の状況に応じた効果的な歯科口腔保健施策に取り組む。

2 歯科疾患の予防

う蝕、歯周病等の歯科疾患がない社会を目指して、歯科疾患の成り立ち及び予防方法について広く国民に普及啓発を行うとともに、歯・口腔の健康を増進する一次予防に重点を置いた対策を総合的に推進する。また、歯科疾患の発症・重症化リスクが高い集団に対する歯・口腔の健康に関連する生活習慣の改善や歯の喪失の防止等のための取組を組み合わせることにより、効果的な歯科疾患の予防・重症化予防を実現する。

3 口腔機能の獲得・維持・向上

食べる喜び、話す楽しみ等のQOL(生活の質)の向上等のために、口腔機能の獲得・維持・向上を図るには、各ライフステージにおける適切な取組が重要である。特に、乳幼児期から青年期にかけては良好な口腔・顎・顔面の成長発育及び適切な口腔機能の獲得を図る必要がある。壮年期から高齢期においては、口腔機能の維持を図るとともに、口腔機能が低下した際には回復及び向上を図っていくことが重要である。

4 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健

障害者・障害児、要介護高齢者等で、在宅で生活する者等、定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対しては、その状況に応じて、歯科疾患の予防や口腔機能の獲得・維持・向上等による歯科口腔保健の推進を引き続き図っていく必要がある。

5 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進していくため、国及び地方公共団体に歯科口腔保健の推進に関わる人材として、歯科専門職を配置し、資質の向上を図る。また、地方公共団体に、歯科医療又は保健指導に係る業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う口腔保健支援センターを設置することを推進する。併せて、歯科口腔保健の推進に関する条例等の制定、より実効性をもつ歯科口腔保健施策のための適切なPDCAサイクルに沿った取組の実施等により、地方公共団体における効果的な歯科口腔保健施策を推進する。また、歯科疾患等の早期発見等を行うために、定期的な歯科検診の機会の拡充等の歯科検診の実施に係る体制整備に取り組む。

(4) 第4期がん対策推進基本計画

令和5年3月に「第4期がん対策推進基本計画」が策定され、全体目標、分野別目標が示されています。

第4期がん対策推進基本計画

◆全体目標

「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指す」

◆分野別目標

●「がん予防」分野

がんを知り、がんを予防すること、がん検診による早期発見・早期治療を促すことで、がん罹患率・がん死亡率の減少を目指す

●「がん医療」分野

適切な医療を受けられる体制を充実させることで、がん生存率の向上・がん死亡率の減少・全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す

●「がんとの共生」分野

がんになっても安心して生活し、尊厳を持って生きることのできる地域共生社会を実現することで、全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す

6 県の動向

(1) 第8次埼玉県地域保健医療計画(令和6年度～令和11年度)

第8次埼玉県地域保健医療計画は、医療法第30条の4に基づく「医療計画」であるとともに、より一体的に保健医療施策を推進するための総合的な計画として策定していることから、政策的に関連の深い健康増進計画、食育推進計画、歯科口腔保健推進計画、がん対策推進計画を包含しています。

埼玉県健康増進計画	
<p>基本理念：誰もが、健康で、生き生きと暮らすことができる「健康長寿社会」の実現を目指します。</p>	
基本方針1	健康寿命の延伸と健康格差の縮小
基本方針2	生活習慣の改善
基本方針3	生活習慣病の発症予防・重症化予防
基本方針4	生活機能の維持・向上
基本方針5	社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上
基本方針6	自然に健康になれる環境づくり
基本方針7	誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備
基本方針8	ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり
埼玉県食育推進計画	
<p>基本理念：「生涯を通じた心身の健康を支える食育」と「持続可能な食を支える食育」の推進を図り、食への理解と感謝の念を深めることにより、「食育で豊かな健康づくり」を目指します。</p>	
基本方針1	生涯を通じた健康を支える～食育が健康づくりの第一歩～ 毎日の食生活を通じて、栄養バランスに配慮した食習慣の実現など正しい食習慣や生活のリズムを身につけていくように取り組み、生涯を通じた健康を支えます。
基本方針2	持続可能な食を支える～食育で育む食と未来～ 食生活が自然の恩恵の上に成り立つことを意識するとともに、豊かな食生活を生涯にわたって支えます。
基本指針3	正しい知識を養う～食育を通じた知識の習得～ 「食」への関心を高め、「食」に関する情報を幅広く適切に得られるように取り組み、正しい知識を養います。
埼玉県歯科口腔保健推進計画	
<p>3つの基本理念を実現するための施策を展開し、最終目標として「歯・口腔に関する健康格差の縮小」を目指します。</p>	
基本理念1	生涯にわたる歯科疾患の予防や口腔機能の獲得・維持・向上に向けた取組の推進
基本理念2	ライフステージに応じた適切な取組とライフコースアプローチ（胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的にとらえた健康づくり）に基づく歯科口腔保健施策の展開
基本理念3	関連分野における施策との連携、関係者の協力による社会全体で支えあう環境の整備
埼玉県がん対策推進計画	
目指すべき姿1	科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実
目指すべき姿2	患者本位で持続可能ながん医療の提供
目指すべき姿3	がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築